

令和2年10月6日

体育施設利用者 各位

体育センター長
白 木 仁

課外活動における団体活動開始に伴う 体育施設使用時の遵守事項 (コロナ感染予防対策)

体育施設において、学生および教員が安全で安心して使用するための最低限必要とされる事項を下記に示します。ついては、施設を使用する学生および教員等は、ここに記されている事項を遵守願います。

なお、遵守しなかった場合は、使用許可を取り消す場合がありますので、ご承知おきください。

記

- 1) 体育センターに「体育施設使用願」、「体育施設使用者名簿（任意様式可）」、許可済みの「団体活動開始届」の写しを提出する。
なお、事前に使用施設の予約状況及び他団体との情報共有にて日程調整を充分に図ってください。
- 2) 屋内施設の使用にあつては、原則、裏面の使用定員を超えないこと。
- 3) 団体活動開始に向けた顧問教員の指導・助言、学生代表責任者の管理の下、学生団体が責任をもって感染防止対策を確実に実行してください。
なお、学外者との合同練習、練習試合等は禁止します（但し、外部コーチ等の参加は可）。
- 4) 体育施設使用に伴う遵守事項
 - ①設備、用具の消毒は使用団体で行うこと。
 - ②3密を避け、適切なソーシャルディスタンスを保つこと。
 - ③屋内施設にあつては、出入口に設置している消毒液にて消毒し入室すること。
 - ④更衣室及びシャワー室は、原則使用しないこと。
 - ⑤屋内施設にあつては換気を頻繁に行うこと。
 - ⑥マスク（フェイスガード）を着用すること。
ただし、体調を考慮し、状況により脱着を可とする。
 - ⑦適宜、手洗いやうがいをする事。
 - ⑧体育施設使用者の記録を必ず行うこと（感染経路、濃厚接触者の特定に重要）。
 - ⑨体調不良者が出た場合は、責任者から顧問教員、体育センターを含む関係部署へ報告をすること。

《コロナ禍における課外活動時の屋内体育施設使用定員（2020/10/6～）》

建物名称	施設名称	面積 (㎡)	既存の 座席数	使用 定員	備考
中央体育館	バスケットボール場	1,476		164	
	ダンス場 1	422		46	
	ダンス場 2	222		24	
	体操場	524		58	
	体操競技場	1,018		113	
	実習室		42	21	
	会議室		60	30	
武道館	相撲場	168		18	
	古武道場	233		25	
	第 1 多目的道場	410		45	
	第 2 多目的道場	332		36	
	剣道場	759		84	
	柔道場	672		74	
	会議室		54	27	
プール	屋内プール	1,488		165	
	流水プール	105		11	
弓道場	射場	102		11	
球技体育館	第 1 体育室	910		101	
	第 2 体育室	910		101	
クラブハウス	ラウンジ	143		15	
	研修室	106		11	
第 1 体育館	体育室	1,345		149	
第 2 体育館	体育室	1,056		117	
第 3 体育館	体育室	1,058		117	
第 4 体育館	体育室	871		96	
春日弓道場	射場	65		7	

※使用定員は、一人当たり 9 ㎡にて面積に照らし合わせ算出しています。

※会議室等で座席がある施設は、既存座席数の 50%にて算出しています。

※他の屋内体育施設の使用開始時期は、今後の状況により追ってお知らせします。

本件に関するお問い合わせ先

体育センター事務室 029-853-2870

平日 9:00～17:00